

消費者の安全・安心確保のための「地域体制の在り方」に関する意見交換会(第1回)
資料7-1より抜粋

地域における取組事例

- 《見守り関係》
- 事例 1 愛媛県
 - 事例 2 札幌市 (北海道)
 - 事例 3 目黒区 (東京都)
 - 事例 4 中野区 (東京都)
 - 事例 5 足立区 (東京都)

事例 1)

南予地方局「悪質商法被害防止のための高齢者・障害者等見守りネットワーク」【愛媛県】

1) 設立時期 平成19年度

2) 構成 (平成24年7月2日現在)

福祉・医療 関係	社会福祉協議会(県、9市町)、 民生児童委員協議会(9市町)、 介護保険関係(197)、障害者支 援事業所(2)、障害者団体 (22)
地縁関係	老人クラブ(9)
士業関係	司法書士会
消費者団体 等	女性・消費者・青年団体(13)
防災・防犯	防災関係(2)
事業者 (小売等)	金融機関(54)、郵便局(62)
市町村	管内市町(消費生活相談窓口)、 地域包括支援センター
県	消費者行政、管内警察署

3) 活動内容

① ネットワーク構成員

- ・ 高齢者等の被害を発見若しくは予見したとき、又は高齢者等から相談されたときは、本人の了解を得た上で、市町消費生活相談窓口に通報
- ・ 行政機関から提供される情報を高齢者等に提供

② 市町消費生活相談窓口

- ・ 通報への対応(助言、被害回復のための相談・あつせん、情報提供等)

③ 県地方局

- ・ ネットワーク構成員に対して、悪質商法に関する研修及び情報提供を実施

事例2) 「消費者被害防止ネットワーク事業」【札幌市（北海道）】

1) 設立時期 平成20年4月（平成19年9月より試行実施）

2) 構成

福祉・医療関係	居宅介護支援事務所、障害者相談支援事業所、就労支援施設、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等
地縁関係	町内会
ボランティア	「消費生活推進員」※
市町村	消費生活センター・消費生活相談室、地域包括支援センター、介護予防センター
県	警察

※「消費生活推進員」：札幌市が一般公募等により委嘱。高齢者や障がい者の消費者被害に関し、関係機関からの相談受付並びに実態調査を行うほか、関係機関からの依頼に応じて出前講座等の啓発活動を行う。

3) 活動内容

①消費生活推進員・関係機関

- ・関係機関（居宅介護支援事務所等）からの依頼により、「消費生活推進員」が被害者宅を訪問し、消費者被害の実態調査を行う（原則、依頼者との同行訪問）。
- ・相談内容により、現場での助言や他機関の紹介、消費者センター相談室への引継ぎを行う。
- ・地域での会合等で、高齢者・障がい者向けの消費者啓発出前講座（ミニ講座）を実施する。
- ・ヘルパーやケアマネ等、関係機関の行う会合、研修に参加協力し、消費者被害に関する意見交換・情報共有を行う。

②消費者センター

- ・消費者被害に関する情報を関係機関へ電子メールにて定期配信

事例3) 「目黒区高齢者見守りネットワーク」【目黒区（東京都）】

1) 設立時期 平成22年1月

2) 構成

福祉・医療関係	目黒区民生児童委員協議会、目黒区シルバー人材センター、目黒区老人クラブ連合会、ミニデイ・サロン連絡会、目黒区医師会、目黒区歯科医師会、目黒区薬剤師会、目黒区介護事業者連絡会
地縁関係	目黒区町会連合会、目黒区住区住民会議連絡協議会、目黒区商店街連合会
事業者（小売等）	郵便事業者、新聞販売店、牛乳販売店、乳飲料宅配サービス事業者、配食サービス事業者、食材配達サービス事業者、宅配便サービス事業者、電気・ガス事業者、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、郵便局、信用金庫、そば店、公衆浴場、理容店、美容院など
市区町村	地域包括支援センター、地域ケア推進課、消費生活センター、権利擁護センター「めぐろ」ほか
都道府県	目黒警察署、碑文谷警察署、目黒消防署、水道局

3) 活動内容

- ①見守り協力団体（地縁団体、福祉・医療関係等）
 - ・当該見守り協力団体の構成員である区民及び事業者が高齢者見守りネットワーク事業の趣旨を周知し、当該区民及び事業者による高齢者の見守りを促進
- ②見守り協力機関（警察・消防等）
 - ・自ら高齢者の見守りを行うとともに、異変が確認されたときに、区及び地域包括支援センターと連携・協力し、的確な対応を行う
- ③見守り協力事業者（小売業等の事業者）
 - ・高齢者見守りネットワーク事業の趣旨を従事者に周知し、その事業活動において高齢者の見守りを促進

事例4) 東京都中野区(1)

地域における「支えあい活動」(※)を推進するため、①見守りに必要な個人情報の提供・共有のためのルールづくり
②相談支援機関の集約を図り、活動の基盤を整備。

※「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」において、「支えあい活動」とは、地域での日常的な見守り活動、これらを支援するための活動、支援を必要とする人の異変を早期に発見し福祉や保健医療サービスを結びつけていく活動、日常生活における近隣としての支援活動等を含む活動を指す。

取組概要

個人情報の提供・共有のためのルールづくり

見守り支援を必要とする人の個人情報を見守りを行う町会・自治会等に提供する内容を含む「中野区地域支えあい活動の推進に関する条例」を制定。(平成23年4月1日施行)

<条例の主な内容>

○支援を必要とする者(高齢者、障害者、児童等)の異変の早期発見及び地域の支えあい活動の推進を図ることを目的とする。

○地域の支えあい活動に関し、基本理念と各主体の役割を明確化。

○支援を必要とする者に係る情報の提供、提供された情報を取り扱う者の遵守すべき義務を規定。

～具体的な規定内容～

- ・どのような人の情報を提供することができるか
- ・情報を提供することができる団体等 ～地縁による団体、民生委員、児童委員、警察署、消防署
- ・情報提供の方法 ～名簿を書面で提供
- ・情報の提供にあたっての本人の同意の必要の有無
- ・区と団体との間で情報提供に関する協定を締結
- ・緊急時における支えあい活動への協力依頼 等

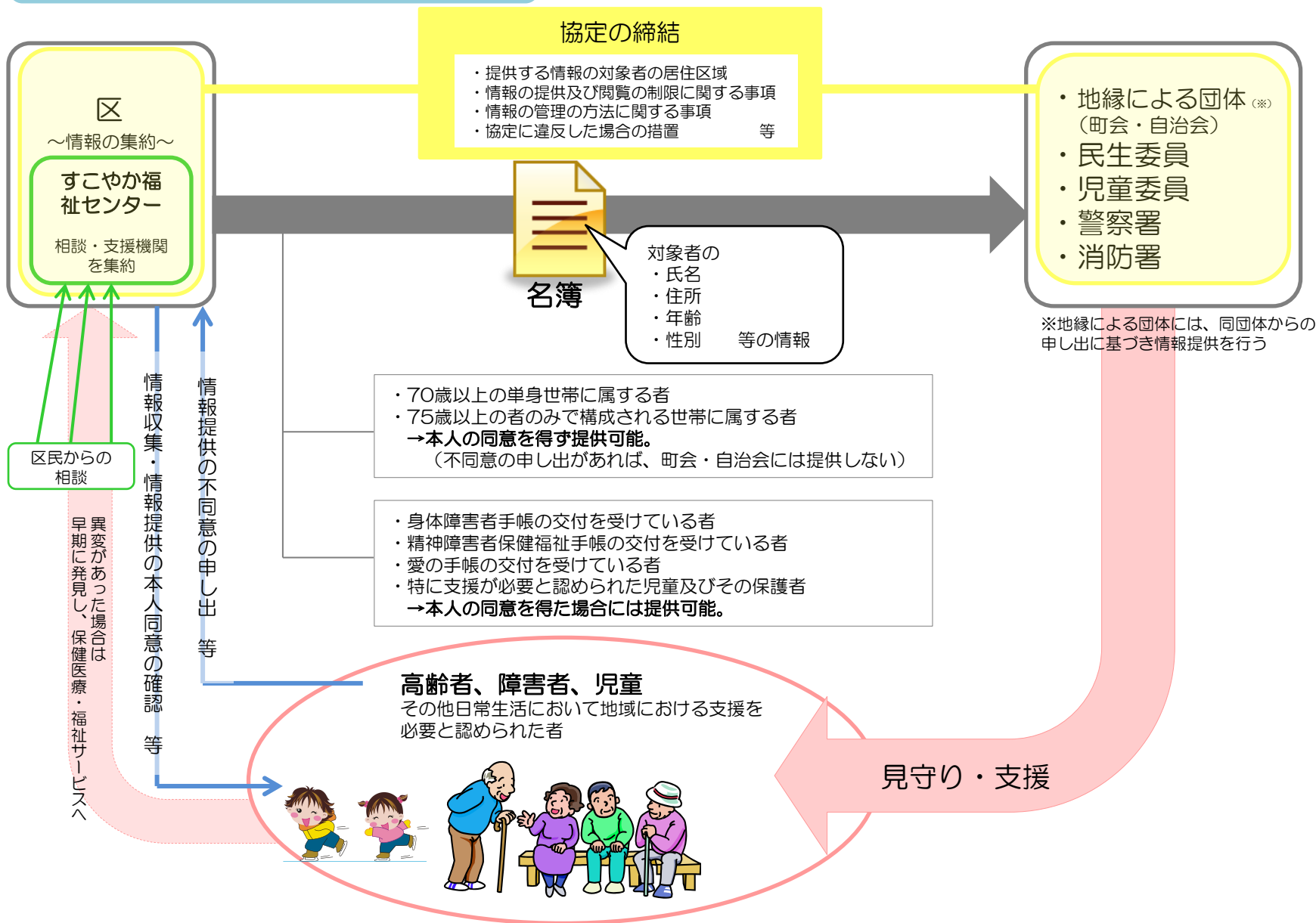
○その他情報管理にあたって必要な措置

相談支援機関の集約

相談しやすい環境をつくるため、分野別に分かれていた相談・支援機関(保健福祉、地域包括支援センター等)を一箇所に集約した「すこやか福祉センター」の整備を推進。(平成25年9月現在で区内に4箇所設置)

事例4) 東京都中野区(2)

支えあい活動の取組イメージ



事例5) 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動概要(1)

- 近年、血縁関係の希薄化、地縁の衰退など、人と人との繋がりが薄れたことによる社会的孤立を背景とした社会問題が顕在化している。
- 足立区では、社会的孤立を防ぐために、地域社会の力を活用した「孤立ゼロプロジェクト」を推進している。

足立区孤立ゼロプロジェクト推進条例概要

○「孤立」を定義

日常生活において世帯以外の人と10分程度の会話する頻度が1週間に1回未満、または、日常の困りごとの相談相手がない状態を孤立状態と定義。

○住民情報の提供

住民情報(住所・氏名・年齢・性別)を町会・自治会や民生委員、警察署、消防署などの関係機関に提供。

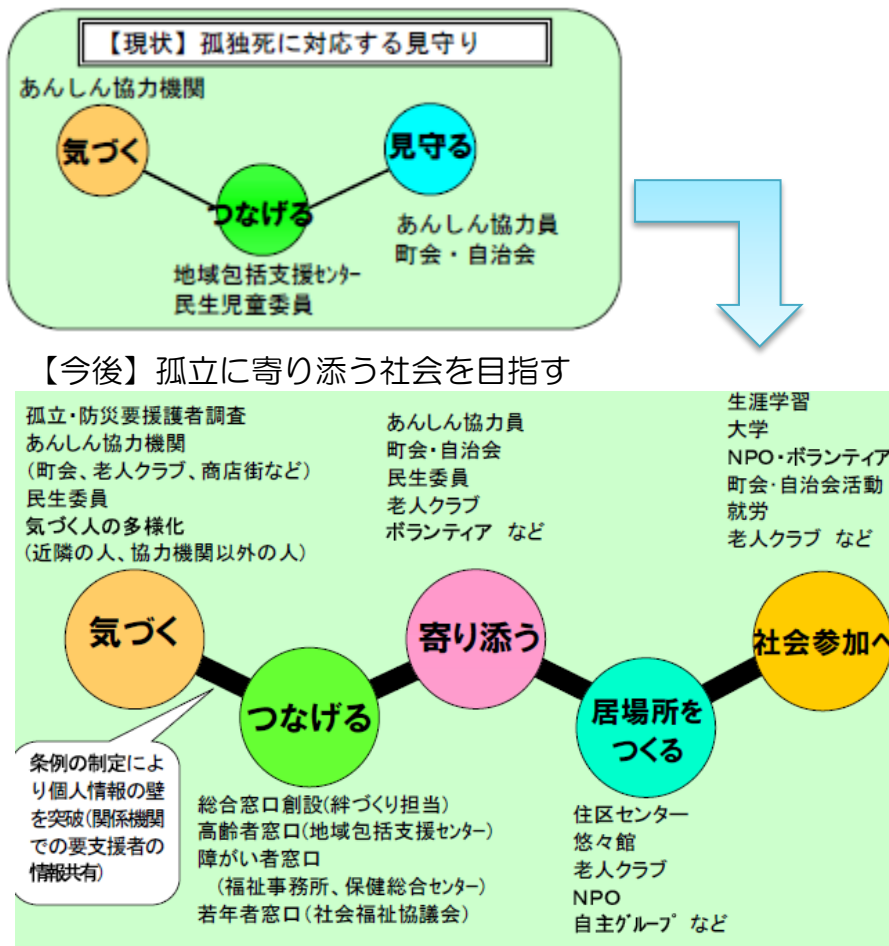
○調査活動の実施

住民情報に基づいて、「孤立のおそれがあるかどうか」について町会・自治会や民生委員が実態を調査。

○寄り添い支援活動

調査の結果、孤立状態と判断された方に対して、定期訪問による日常的寄り添い、社会参加を促すための情報提供、行政サービス利用のための支援 など。

孤立ゼロプロジェクトのイメージ



出所: 足立区ホームページ

足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動概要(2)

○足立区では、地域包括支援センターに登録した「絆のあんしん協力員」が、困りごとの相談相手などがない方に対して、寄り添いの支援活動を展開している。

孤立ゼロプロジェクト推進活動



町会・自治会、民生委員の方が、訪問し「世間話をする頻度」「困りごとの相談相手」などを伺う。

調査の結果、「困りごとの相談相手」などがない方に対して、地域包括支援センターが「絆のあんしん協力員」を紹介。

「絆のあんしん協力員」が定期的に訪問し、悩み相談や、必要な情報の提供を行う。

社会参加へ



自ら地域活動に参加し、生きがいを持っていただくことを目標とする。

居場所づくり



地域のイベントやサロン活動などを紹介し、居場所を作るお手伝いをする。

絆のあんしん協力員とは

遵守事項※に同意し、地域包括支援センター※に登録された足立区の協力員。

※秘密の厳守、公正中立な対応、協力の責任の範囲、連絡・報告の義務、政治・宗教・販売行為の禁止

地域包括支援センターとは

地域住民の心身の健康の保持等のために包括的な支援を目的として、各地域に設置される。

設置主体：市町村又は市町村から委託を受けた法人

職員体制：保健士、社会福祉士 等

業務内容：介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援 等

